令和８年10月29日

参加者　殿

支出負担行為担当官
国土地理院長
河　瀬　和　重

見 積 依 頼 書

下記について請負に付したいので見積書を提出願います。

記

１．件　　名　　講演会等の運営支援業務
１．履行又は納入期限　　令和９年３月25日（木）
１．履行又は納入場所　　仕様書のとおり
１．見積書等提出場所　　茨城県つくば市北郷１番　国土地理院総務部契約課契約係
（郵送又は持参の場合）　TEL：029-864-4362
１．見積書提出期限　　令和８年11月13日（金）12時00分
１．見　積　方　法　　契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって契約価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税を含む金額を見積書に記載すること。
１．参　加　資　格　　(1) 予決令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
(2) 国土地理院長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
(3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
１．契 約 保 証 金　　免除
１．図面（内訳書）及び仕様書　　別添のとおり
１．支 払 い 条 件　　前払金　　無　　―%　　部分払　　―回
物品納入後又は履行完了後に発注者が正当な請求書を受理してから３０日以内に請負代金を支払うものとする。
１．そ　の　他　　(1) 参加者は次の注意事項を熟読し承諾のうえ参加したものとみなす。
注意事項：https://www.gsi.go.jp/SERVICE/keiyaku/oc_caution.pdf
(2) 仕様書第３条に示す書類を見積書と同時に提出すること。

講演会等の運営支援業務　仕様書

（適用範囲）

第１条

本仕様書は、国土地理院（以下「発注者」という。）の発注する「講演会等の運営支援業務」（以下「本業務」という。）の作業の範囲を規定するものであり、本仕様書の記載内容をもってその適用範囲とする。

（関係法令等の遵守）

第２条

本業務の実施にあたっては、次のとおりとする。

1. 関係法令を遵守し、常に善良な管理を行わなければならない。
2. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律及び個人情報の保護に関する法律、及びその他関係法令を遵守すること。

（参加資格要件及び必要な提出書類）

第３条

参加を希望する業者は、見積書及び参加資格要件（仕様書第３条関係）記載書（別紙１）と同時に契約書（仕様書含む）の写し等、下記(1)を証明できる書類を見積書提出期限までに提出すること。

（1）令和３年度から令和７年度の期間に、官公庁が主催する一般参加者向けの講演会、セミナー、パネルディスカッション等のイベントにおいて、登壇者の手配を含む運営支援を行った業務実績があること。

（業務目的）

第４条

国土地理院では、全国の高精度な測量網の構築と地殻変動の監視を主な目的として、GNSS 連続観測システム（以下「GEONET」という。）の運用を行っている。本業務は、GEONET が平成８年度の運用開始から 30 周年を迎えるにあたって、令和９年３月中旬に開催される G 空間 EXPO にて国土地理院が主催する講演会の運営支援を実施するものである。

（業務概要）

第５条

本業務の概要は以下のとおりとする。

1. 日程・場所

（1）日程　　令和９年３月 18 日（木） 14:30～16:10

（2）場所　　東京都江東区有明 3-10-1 「東京ビッグサイト東ホール」

（3）会場　　G 空間 EXPO セミナー会場（100 席程度）

2. イベントの内容

	時間	内容	対応者
①	14:30～ 15:00	講演（30 分、質疑なし） ・GEONET の整備の経緯 ・今後の展望	国土地理院職員
②	15:00～ 16:00	パネルディスカッション（60 分程度） ・パネリスト紹介 ・高精度測位分野の現状と今後の展望について ・GEONET に期待すること 等	モデレータ：1 名 パネリスト： 産 2 名 官 2 名 学 1 名
③	16:00～ 16:10	会場からパネリストへの質疑応答	

（業務の詳細）

第６条

講演会及びパネルディスカッション開催に向けて受注者は、以下の項目を実施すること。実施するための準備にあたっては、受注者は監督職員と必要な協議を行い、その内容や方法を十分把握した上で実施すること。

1. モデレータの手配

パネルディスカッションを進行するモデレータ 1 名を手配すること。モデレータに求める条件は以下のとおりとする。

（1）日本語による意思疎通が可能であること。

（2）GNSS や衛星測位技術に関する基礎知識があること。

（3）令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間に、定員が 100 名以上の宇宙科学技術に関する講演会のパネルディスカッションに、モデレータとして登壇した実績があること。

（4）パネルディスカッション当日に加えて、第 7 条 3.の協議に参加可能であること。

2. モデレータ及びパネリストへの謝金等支払

モデレータ及びパネルディスカッションに登壇するパネリスト（国土地理院職員及び官公庁職員を除く 3 名）に、下記の支払を行うこと。

（1）謝金（支払対象の本人から受取辞退の申出があった場合を除く）

モデレータへの支払金額は、発注者と協議の上決定する。パネリストへの支払金額は、各府省等申合せによる「謝金の標準支払基準」（令和 8 年 3 月 6 日一部改定）別表 2 の区分④（時間単価 8,400 円、2 時間分）に準ずるものとする。

（2）交通費（支払対象の本人から受取辞退の申出があった場合を除く）

モデレータ及びパネリストの自宅若しくは勤務先から東京ビッグサイト最寄り駅までの公共交通機関を用いた交通費（往復）。

3. シナリオ（台本）の作成

当日のパネルディスカッションのシナリオを作成する。作成方法の詳細については、発注者と協議すること。

4. 当日の会場設営・撤収

当日の会場設営・撤収を行うこと。作業内容については、G 空間 EXPO 運営事務局と調整すること。

5. 当日の進行

3. で作成したシナリオに沿って、司会者やモデレータの指示に従い、発注者が用意するスクリーン投影用画面等を操作すること。

6. 動画配信及び録画

発注者が指定する YouTube チャンネルにて、当日の講演、パネルディスカッションの映像及び音声をライブ配信すること。ライブ配信に必要な機材やインターネット環境を手配すること。ライブ配信の映像及び音声を録画・保存し、後日発注者が指定する YouTube チャンネル及び各種 SNS にアップロードするためのアーカイブ動画を作成すること。モデレータの肖像権並びに映像及び音声のオンライン配信を含めたその他一切の権利について、権利処理を行うこと。発注者が撮影した映像及び音声の著作権及び所有権を含めた一切の権利は、発注者に帰属するものとする。

7. 業務実施報告書の作成

受注者は、本条 1〜6 に係る実施状況等を取りまとめた業務実施報告書（様式 1）を作成すること。

（打合せ）

第 7 条

打合せ協議は、次のとおりとする。

1. 初回打合せは、作業着手時に 1 回、茨城県つくば市にある国土地理院又はオンライン

会議にて行うこと。

2. 初回打合せには、作業責任者を含む 2 名以上が参加すること。

3. イベント開催までに、適宜、打合せを行うこと。必要に応じ、モデレータを打合せに出席させること。

4. 打合せ等の内容は、その都度受注者が打合せ記録簿に記録し、打合せ後 1 週間以内に監督職員に提出し、確認を得ること。

（機密保持）

第８条

本業務における機密保持のため、受注者は国土地理院が開示した情報及び業務上知りえた成果品等に関する情報を、本業務の目的以外に使用、第三者に開示、漏洩してはならないものとする。また、そのために必要な措置を講ずるものとする。ただし、公知の情報及び受注者自らが本作業以外で既に入手していると認められる情報は除く。

また、業務完了後は、電子媒体に保存された台本等、本業務に係る電子ファイルを確実に消去すること。

（納入する成果品）

第９条

納入する成果品は、次のとおりとする。

納品にあたっては、原則、発注者が指定したサーバー等へ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

（１）成果品

・内容：第 6 条 6 で作成するアーカイブ動画
　　第 6 条 7 で作成する業務実施報告書

・形式：アーカイブ動画は MP4 形式を標準とする
　　報告書は Microsoft 社製 Word 形式（Word2013 以降のバージョンに対応していること）を標準とする

・ 事前にウイルスチェックを行い、成果品の安全性を確認するとともに、ウイルスチェックを実施した年月日、使用ソフトウェア名、ウイルス定義ファイルのバージョンを明記した書面を添付すること。

（納入期限）

第１０条

納入期限は、次のとおりとする。

令和 9 年 3 月 25 日（木）

（暴力団等による不当介入を受けた場合の措置）

第１１条

暴力団員等による不当介入を受けた場合、次のとおり措置を講じる。

1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。協力者等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 本条 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 本条 1. 及び 2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

（その他）

第１２条

その他の事項について、次のとおりとする。

1. 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、決定すること。
2. 本業務を実施するための必要な経費は、すべて業務の経費に含まれるものとする。
3. この仕様書に疑義のあるときは、総務部契約課契約係を経由して測地観測センター衛星測地課計画係宛に照会すること。

別紙１

参加資格要件（仕様書第３条関係）記載書

件名：講演会等の運営支援業務

会社名：

① 仕様書第３条(1)を満たす実績

業務名	
履行期間	

※契約書（仕様書含む）の写し等を添付すること。

様式１

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
国土地理院長　　氏 名 殿

会社所在地
会 社 名
代 表 者

業務実施報告書

１．業　務　名

２．業 務 種 別

３．業　務　量

４．契約年月日　　令和　　年　　月　　日

５．業 務 期 間　　自　令和　　年　　月　　日
　　至　令和　　年　　月　　日

６．納 入 期 限　　令和　　年　　月　　日

７．業 務 編 成

８．業務実施状況（要点を記入）

９．国土地理院に対する要望事項

１０．その他

注）１．押印を省略する場合は、右下の枠内の情報を記載すること。押印する場合は不要

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担 当 者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先（複数）：